

船橋市ヒアリンググループ機器貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の公共施設等にて開催される行事等において耳の不自由な方の聞こえを補助するため、当該行事等の主催者に対するヒアリンググループ機器一式（以下「ヒアリンググループ」という。）の貸出しに関して必要な事項を定めるものとする。

(貸出機器)

第2条 貸出しを行うヒアリンググループは、船橋市に配置した次の一式とする。

- (1) 携帯型磁気ループシステム（付属品：ドラム式ループアンテナ20m、有線マイク1本）
- (2) ワイヤレスチューナー
- (3) タイピン型ワイヤレスマイク
- (4) ロッド型ワイヤレスアンテナ
- (5) 磁気ループ専用受信機

(対象行事等)

第3条 貸出しの対象となる行事等は、本市の公共施設等において開催され、かつ、本市の住民を含む複数の者が参加し、耳の不自由な方が参加する可能性のある講演会その他の行事等（以下「対象行事等」という。）とする。

(対象者)

第4条 ヒアリンググループの貸出しを受けようとする者（以下「借受者」という。）は、対象行事等を主催する団体等とする。

(貸出申請書類)

第5条 借受者は、市長に船橋市ヒアリンググループ借用申請書（第1号様式）を提出して申請するものとする。

(貸出期間)

第6条 ヒアリンググループの貸出期間（以下「貸出期間」という。）は、連続7日を限度として、対象行事等を開催する日の初日から最終日までの期間及び当該期間の前後の期間とする。ただし、貸出しが重複しない場合であっても市長が認めるときは、この限りでない。

(貸出しの費用)

第7条 ヒアリンググループの貸出しは、無料とする。ただし、ヒアリンググループの運搬及び維持管理に要する費用は、借受者に負担させるものとする。

(損害賠償)

第8条 借受者の責めに帰すべき理由によってヒアリンググループを滅失し、又はき損した時は、借受者においてその損害を賠償しなければならない。

2 前項の賠償の方法及び額は、市長が決定する。

3 ヒアリンググループの使用により、借受者が被った被害及び借受者が第三者に与えた損害に関しては、借受者がその責任を負うものとする。

(貸出しの手続き)

第9条 貸出しに係る手続きについては次のとおりとする。

(1) 貸出し場所及び返却場所は船橋市障害福祉課とする。

(2) 市長は借受者に、原則として貸出しを受けようとする日の14日前までに、第3条に規定する書類を提出させるものとする。

(3) 市長は、前号に規定する申請書の提出があった際は、内容を審査し、船橋市ヒアリンググループ借用決定通知書(第2号様式)にて可否を決定し借受者へ通知するものとする。

(貸出しの条件)

第10条 市長は、貸出しに当たっては、利用者に対し次の各号に掲げる事項を貸出しの条件として遵守させるものとする。

(1) ヒアリンググループを常に良好な状態で保管するとともに、ヒアリンググループの特性に配慮した管理に努めること。

(2) ヒアリンググループを転貸し、譲渡し、又は担保に供しないこと。

(3) ヒアリンググループを貸出しの目的以外の用途に使用しないこと。

(4) ヒアリンググループを滅失又はき損しないように使用すること。

(5) ヒアリンググループを貸出期間満了の日までに市長が指定する場所に返納すること。

(6) その他市長が定める事項。

(貸出しの制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを承認しないものとする。

(1) 市外で使用する活動であるとき。

(2) 企業活動及び営利活動に使用するものであるとき。

(3) 特定の政治活動を行うとき。

(4) 特定の宗教活動を行うとき。

(5) 公の秩序を乱し、公益を害するおそれがあるとき。

(6) ヒアリンググループシステムを損傷するおそれがあるとき。

- (7) 管理運営上支障があるとき。
- (8) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

(返納)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出期間中であっても、ヒアリンググループを返納させることができる。

- (1) 借受者がヒアリンググループを使用しなくなったとき。
- (2) 借受者が貸出しの条件に違反したとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

(疑義の決定等)

第13条 この要綱の各事項の解釈について疑義が生じたとき又はこの要綱に定めのない事項については、市長と借受者による協議の上、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日より施行する。

第 1 号様式

船橋市ヒアリンググループ借用申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所
氏 名
電話番号 ()
FAX番号 ()
メールアドレス

船橋市ヒアリンググループ機器貸出要綱第5条の規定により、以下のとおりヒアリンググループの借用を申請します。

フリガナ	
借用者氏名・団体名	
住所／事業所所在地	
添付書類（いずれか）	身体障害者手帳・運転免許証・名刺・その他（ ）
借用期間	
使用場所	
使用目的	

なお、借用にあたっては、以下の事項を順守します。

- ヒアリンググループを常に良好な状態で保管するとともに、ヒアリンググループの特性に配慮した管理に努めること。
- ヒアリンググループを転貸し、譲渡し、又は担保に供しないこと。
- ヒアリンググループを貸出しの目的以外の用途に使用しないこと。
- ヒアリンググループを滅失またはき損しないよう使用すること。
- ヒアリンググループを貸出期間満了の日までに市長が指定する場所に返納すること。
- その他市長が定める事項。

第 2 号様式

船 障 第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

船橋市ヒアリンググループ借用決定通知書

年 月 日付で申請のありましたヒアリンググループ借用申請について、次のとおり決定したので通知します。

1 貸出する。

貸出可能期間

年 月 日～ 年 月 日

貸出対象行事

2 貸出しない。

理由

_____のため貸出ししない。